

さ情審査答申第215号
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年4月13日付けで貴職から受けた、「建設局が保有する田島大牧線に関して都市局と協議したもの（平成27年から現在まで（JR線から旧仲山道まで）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年1月5日付け建土道計第2018号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨及び理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

他部局との打合せであり、記録等があり、課長等の決裁を受けたと（又は供覧）したと思料されます。

建設局と都市局で局をまたいで協議を行った場合には、課長等の決裁を受けた記録等があると思われるので、特定して開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人は、他部局との打合せを行い、決裁又は供覧された記録があると思われるが、実施機関では浦和駅周辺まちづくり事務所と電話や口頭による情報共有を行ったが記録を作成する必要がないと判断し、文書は作成しなかったため、審査請求人の主張する記録等は存在せず、よって、課長等の決裁を受けた（又は供覧した）事実もないため、不開示と

した。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月25日に開示請求を行った「建設局が保有する田島大牧線に関して都市局と協議したものの平成27年から現在まで（JR線から旧仲山道まで）」である。

これに対して実施機関は、文書を保有していないため、不存在による不開示決定をおこなったところ、審査請求人は、不存在は不当であるという主張から本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関の説明によると、浦和駅周辺まちづくり事務所と電話や口頭による情報共有を行ったが、記録を作成する必要がないと判断し、文書は作成しなかった。よって、記録等は存在せず、また、決裁や供覧も存在しないとしている。その説明に不自然・不合理な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成30年 4月16日 | 諮問の受理（諮問第510号） |
| ② | 令和 4年 1月19日 | 審議 |
| ③ | 令和 4年 2月17日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 令和 4年 3月17日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|--------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学名誉教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 水 口 匠 | 弁護士 |

(五十音順)